



文化財保護法では、文化財を「歴史や文化を理解するために欠くことのできな貴重な国民的財産」であるとして定められています。文化財は、建造物、美術品、史跡、天然記念物、演劇、音楽にいたるまでさまざまな種類があります。地下に埋まっている遺物や遺跡もその一つで、『埋蔵文化財』と呼ばれています。今回は、皆さんの土地に眠っているかもしれない埋蔵文化財への対応について、ご紹介します。

市内には、埋蔵文化財があると思われる場所（周知の埋蔵文化財包蔵地）が、多数存在します。それだけ歴史ある土地柄だということですが、埋蔵文化財包蔵地内で建築・工事などを行う場合には、注意しなければなりません。建築や工事を計画する場合、その土地が、埋蔵文化財包蔵地内（遺跡）



であるかどうかの確認が必要です。市（文化振興課文化財係）には、『伊豆の国市遺跡地図』があり、無料で配布しています。また市ホームページにも同じものを掲載しており、データをダウンロードすることもできます。もし、建設や工事をする場所が埋蔵文化財包蔵地の範囲内である場合、文化財保護法第九十三条に基づく届け出（工事着手の60日前届け出）が義務付けられています。それを受けて、発掘調査や工事の立ち会いなどが行われます。発掘調査の場合、調査費用は原則として原因者（建築や各種工事をしようとする者）が負担しなければなりません。営利目的ではない個人住宅などは、原因者がその費用を負担しなくてよい（国・県・市が負担）ことになっています。

遺跡であるかの確認、遺跡内の工事にかかる詳しい手続きなどについては、市までお問い合わせください。私たちの住む伊豆の国市の大切な文化財を守っていただくため、皆さんのご協力をお願いします。



！ 交通指導委員から

ご存じですか？

登下校時の子ども様子

こんな場面を注意するよう、子どもに話してあげてください

■ふざけながら歩いて、道路に飛び出す子がいいます。
 走行中の車にぶつかってしまう可能性があります。



■信号が青に変わった直後に、横断歩道を渡る子がいいます。



■縁石の上を歩く子がいいます。バランスを崩して道路に倒れてしまうかもしれません。

■自転車で並列走行する子どももいます。



縦一列で走行しないと歩行者と接触したり、通行車両に巻き込まれてしまうかもしれません。

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

運転手 小さい子ども 見落とすな
 森脇 愛翔（菫山小）

いそいでいても 信号無視は やめようね
 相原 蒼（大仁小）

横断中 止まってくれて ありがとう
 田口 零大（長岡南小）

地域安全課 ☎ 055-948-1412

※保護者の皆さんへ
 子ども達が登下校中に悲惨な交通事故に遭わず、元気に学校生活を送るためにも、ご家庭内で交通安全について話し合いましょう。



第14回『九州・山口の近代化産業遺産群』エリア1 萩（前編）

今月と来月は、エリア1『萩』について紹介します。

構成資産は、萩城下町、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾の5つで、いずれも山口県萩市にあります。

萩市と言えば、明治維新胎動の地として、また城下町として知られています。また、産業の近代化にも果敢に取り組みました。「萩は、西洋式の製鉄や造船に取り組んだ跡が見られるだけでなく、その時代の文化や教育、産業の水準を表わすものも併せて残っている点に価値がある」と海外の専門家も言います。

萩城下町には、城跡や上級武家地などが面的に残っています。



明治維新胎動の地「萩」（写真：萩城跡）

萩山反射炉写真コンクール 締切9月2日(月)

テーマ／萩山反射炉をテーマにした写真
 募集対象／市内在住、在勤者
 賞／最優秀賞1点（商品券10,000円分）、優秀賞2点（商品券5,000円分）、佳作5点（商品券3,000円分）
 作品サイズ／6ツ切り～4ツ切りサイズ
 その他／提出方法など詳細は、『萩山反射炉応援団』のホームページ、または応援団事務局（世界遺産推進課）へご連絡ください。

世界遺産推進課 ☎ 0838(25)3380



あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心

健康食品の送りつけ商法被害が増えています！

以前、注文してもいないのにカニが送りつけられてくる『送りつけ商法』が多発したことがあります。こうした『送りつけ商法』が最近では、主に高齢者を対象として健康食品で再び増加しています。



むやみに代金は支払わないよう注意！

注文した覚えもないのに健康食品が送られてきたため、事業者者に注文をした覚えがない旨を告げると、事業者は「注文した記録が残っている」などと答え、記憶があいまいなことに乗じて、あなたも注文をしたかのように思いこませて代金を支払わせるという大変悪質な手口です。このように注文していない商品が、一方的に送りつけられてきた場合、特定商取引法という法律では、商品が届いてから14日間（消費者から引き取るよう要請した場合は7日間）が経過

過すれば、届いた商品の返品する必要はない旨を規定しています。また、そもそも注文をしていない以上、契約は成立していませんから代金を支払う義務はありません。

以上のことから、身に覚えのない商品が送りつけられてきた場合は、すぐに代金を支払うなどといったことは避け、市役所や消費者センターなどに直ちに相談をしてください。

（文と絵）
 司法書士 山田茂樹